

宣 言 文

全国小売酒販組合中央会は、「酒類が多額の酒税を負担している財政物資であり、致酔性を有する特殊な商品であることに鑑み、公正な競争秩序を確保するとともに、平成二十六年四月一日からの消費税・地方消費税率の引き上げに伴い、消費税及び地方消費税の円滑かつ適正な転嫁を行う」ことを宣言する。